

○須高行政事務組合一般職の職員の給与の 支給に関する規則

(令和5年3月29日規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、須高行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（令和5年条例第1号）第2条の規定に基づき、[須坂市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年須坂市条例第27号）](#)の規定により、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の給与の支給に関する規定)

第2条 職員の給与の支給については、[須坂市一般職の職員の給与の支給に関する規則（昭和33年須坂市規則第6号）](#)の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(須高行政事務組合の職員等の給与並びに旅費等の支給に関する規則の廃止)

第2条 須高行政事務組合の職員等の給与並びに旅費等の支給に関する規則（昭和60年規則1号）は、廃止する。